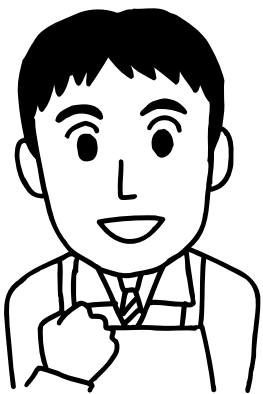


コンビニオーナーのみなさん

日本共産党 塩川衆院議員の質問に

本部の見切り販売の制限は優越的地位の濫用、

公取
委員長



共産党は弱者の味方

全国の仲間知らせたい コンビニオーナーAさん

コンビニフランチャイズ本部は、加盟店にたいし、販売期限切れ前に割引販売する「見切り販売」を制限しています。廃棄した分にも売れたものと同じようにロイヤリティ(上納金)を取るの、本部は、廃棄処分をさせてまるまるロイヤリティを取ろうとし、値下げを認めないのです。

売上げが伸びないのは自己責任と思込まされ、値下げ販売すれば契約を切ると言われ、泣く泣く廃棄処分しているのです。

塩川議員の質問、全国の仲間共産党はこんなすごいことをやってくれたと知らせたい。共産党は弱者の味方なんだと実感しました。共産党にはぜひ伸びてほしい。

“見切り販売はできることを周知徹底せよ”

——塩川鉄也衆議院議員

「弁当とか総菜などの売れ残り商品の販売、見切り販売について、本部から、値下げ販売せず処分しろ、こういった指導が行われる。これが本部側の収益が膨らむというからくりになっているものだから。こういったやり方について…独禁法のフランチャイズガイドラインで見切り販売の制限は優越的地位の濫用に該当するとしています。しかし、こういう違

法な実態が広く存在をし、…多くの加盟店の方は(ガイドラインを)御存じない場合が多い。…見切り販売はできるんだということをきちっと周知徹底を図っていただきたい」



見切り販売を制限しておいて…

ロスはおまえが持て…独禁法上の問題

——竹島一彦公正取引委員会・委員長

「正当な理由がないのに見切り販売を制限して売れ残りとして廃棄することを余儀なくさせることを本部がした場合には、独禁法上、優越的地位の濫用に当たる」

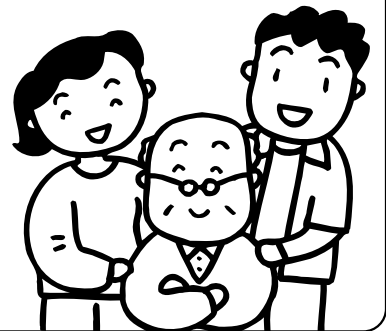
「見切り販売を制限しておいて、それで、あとは、ロスはおまえが持て」というようなことでは、独禁法上の問題が生じますよということを申し上げている…これからも中小企業庁とよく連携を図りながら…我々としてPRにさらに努力したい」

(6月6日の衆議院経済産業委員会での質疑)

日本共産党

コンビニ加盟店の地位・権利の確立めざし、フランチャイズ取引適正化法を提言

- 優越的地位にある本部が加盟店に一方的な不利益を与える不公正取引を規制します。
 - 高すぎるロイヤリティの引下げなど、利益の配分方法を公平なものにします。
 - 「24時間、年中無休」などの強制は禁止します。
- 本部と加盟者の契約締結にあたっては情報開示の徹底、詐欺的な勧誘は規制します。
 - 経営不振等を理由にした契約解除にたいする不当な高額解約違約金は禁止します。
- 既存加盟店の商圏内への同系列店の出店は原則として禁止します。
(提言の詳細は日本共産党のホームページをごらんください)



2007年7月号外
1952年5月30日 第三種郵便物認可

日本共産党の見解を紹介します。あなたのご意見、ご感想をお寄せください。

発行●日本共産党中央委員会 〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7
ホームページアドレス <http://www.jcp.or.jp>

日本共産党は、党員の党費、国民のみなさんの募金などで党を運営しています。浄財をお寄せください。